給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第１号

山形県南陽市島貫598番地の２

再生債務者　土田　真澄

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年10月18日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年11月19日まで

平成22年10月29日　山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（再ロ）第２号

鹿児島県出水市武本3152番地12

再生債務者　宇都　久雄

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年10月４日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年11月24日まで

平成22年10月26日

鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第５号

佐賀県佐賀市大和町大字尼寺3491番地４

再生債務者　坂井　直人

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年10月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年10月26日

佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（再ロ）第２３号

大阪市西区新町１―16―16―1005

再生債務者　鈴木未知郎

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年10月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年10月28日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第３号

兵庫県姫路市網干区浜田142番地６

再生債務者　小張　隆志

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年10月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年10月28日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（再ロ）第５号

神奈川県南足柄市千津島552番地

再生債務者　長谷川謙一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年10月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年11月１日

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２２年（再ロ）第４号

三重県鈴鹿市野町西２丁目11番15号

再生債務者　ガルシアスミコこと　ガルシア・マイタ・サリタ・マリナ・スミコ

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年10月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年11月１日　　津地方裁判所再生係

平成２２年（再ロ）第１号

岡山県津山市宮尾1070番地

再生債務者　安藤三千久

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年10月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年11月１日　岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（再ロ）第６号

青森県弘前市大字宮園３丁目６番地39

再生債務者　中田　貴子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年10月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年11月１日　青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（再ロ）第７号

青森県弘前市大字俵元１丁目３番地17

再生債務者　水木　　淳

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年10月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年11月１日　青森地方裁判所弘前支部

会社その他公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　官報
　　掲載の日付　平成二十二年十月十五日
　　掲載頁　八十六頁（号外第二七号）

(乙)　掲載紙　官報
　　掲載の日付　平成二十二年十月十五日
　　掲載頁　八十八頁（号外第二七号）

(丙)　計算書類の公告義務はありません。

平成二十二年十一月十日

秋田県鹿角市花輪字小坂二六番地の四
（甲）株式会社村木組
代表取締役　村木　通良

秋田県鹿角市花輪字鉄砲一五番地五
（乙）北日本観光株式会社
代表取締役　村木　通良

秋田県鹿角市十和田大湯字柏木新田二一番地一四
（丙）有限会社しらかば農園
代表取締役　村木　通良

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　官報
　　掲載の日付　平成二十二年九月二十四日
　　掲載頁　一一七頁（号外第二〇二号）

(乙)　掲載紙　官報
　　掲載の日付　平成二十二年九月二十四日
　　掲載頁　一一七頁（号外第二〇二号）

平成二十二年十一月十日

茨城県稲敷市神宮寺字迎山一七五一番
（甲）ネスレ日本株式会社
代表取締役　高岡　浩三

神戸市中央区御幸通七丁目一番一五号
（乙）ネスレマニュファクチャリング株式会社
代表取締役　トーマス・ウィルヘルム・ハウザー

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　官報
　　掲載の日付　平成二十二年六月二十四日
　　掲載頁　一四八頁（号外第一三三号）

(乙)　掲載紙　官報
　　掲載の日付　平成二十二年六月二十四日
　　掲載頁　一四九頁（号外第一三三号）

平成二十二年十一月十日

東京都品川区東品川四丁目一二番二号
（甲）プリマロジスティックス株式会社
代表取締役　大島　慳司

大阪市西淀川区竹島二丁目二番三九号
（乙）プリマフレッシュサプライ株式会社
代表取締役　曽我　潤

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十三年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　金融商品取引法による有価証券報告書提出済

(乙)　掲載紙　官報
　　掲載の日付　平成二十二年七月五日
　　掲載頁　一一三頁（号外第一四一号）

平成二十二年十一月十日

東京都港区南麻布二丁目一二番三号
（甲）株式会社ビジネスブレイン太田昭和
代表取締役　石川　俊彦

東京都港区南麻布二丁目一二番三号
（乙）株式会社ギャブコンサルティング
代表取締役　目黒　正行

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十三年三月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十二年十一月九日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　官報
　　掲載の日付　平成二十二年六月二十四日
　　掲載頁　一四八頁（号外第一三三号）

(乙)　掲載紙　官報
　　掲載の日付　平成二十二年六月二十四日
　　掲載頁　一四九頁（号外第一三三号）

平成二十二年十一月十日

東京都品川区東品川四丁目一二番二号
（甲）プリマロジスティックス株式会社
代表取締役　大島　慳司

大阪市西淀川区竹島二丁目二番三九号
（乙）プリマフレッシュサプライ株式会社
代表取締役　曽我　潤